

## 文教福祉委員会会議録

- 1 日時 令和7年 4月 2日 (水曜日)  
開会 午前 9時58分  
閉会 午前10時58分
- 2 場所 第1委員会室
- 3 出席又は欠席した委員の氏名  
(出席) 委員長 溝手 宣 良                      副委員長 山 名 正 晃  
          委員 小 野 耕 作                      委 員 仁 熊 進  
          " 萱 野 哲 也                      " 村 木 理 英  
          " 頓 宮 美 津 子  
(欠席) なし  
(その他出席者) なし
- 4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名  
議会事務局長 小 原 純                      同次長 日 笠 哲 宏  
同主幹 岩 佐 知 美
- 5 説明のため出席した者の職氏名  
副市長 中 島 邦 夫                      政策監 難 波 敏 文  
政策調整課長 林 啓 二                      財政課長 岡 真 里  
教育長 久 山 延 司                      教育部長 江 口 真 弓  
教育総務課長 藤 原 直 樹                      こども夢づくり課長 大 西 隆 之
- 6 報告事項その結果  
報告事項  
(1) 民間認可保育所等の設置について  
(2) 会計年度任用職員 (業務員・調理員) の給与の過大支給について
- 7 議事経過の概要  
別紙のとおり
- 8 その他必要な事項  
別紙のとおり

開会 午前9時58分

○溝手宣良委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項(1)民間認可保育所等の設置について当局の報告を願います。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 報告事項(1)、民間認可保育所等の設置につきまして御報告いたします。

資料1を御覧ください。

2月5日の文教福祉委員会所管事務調査におきまして、民間認可保育所の設置案としまして御報告しておりましたが、方針等が決定いたしましたので、改めまして御報告のほうをさせていただきたいと思っております。

1、趣旨でございますが、まず令和7年4月1日時点での保育所の待機児童数が3人、特定園を希望され入所できていない児童数は120人となっております、保育ニーズはいまだに高まっている状況と言えます。

この増加する保育ニーズに対応し、保育所待機児童の解消を図るため、このたび民間認可保育所等の設置を行うものでございます。

2の新設保育所等の概要でございます。

当初から予定しておりました認可保育所1施設に加えまして、小規模保育事業所2施設の設置を行うこととしております。

小規模保育事業所を追加した理由としましては、施設や運営が小規模となりますが、その分、賃借物件や所有物件など既存の物件でも運営が可能であり、また園庭の設置も必須ではないなど、早期な開所が見込めます。また、入所の対象年齢ですが、0歳から2歳児と限定されておりますので、入所できていない児童の大半が1歳児、2歳児となっておりますので、そこを特化した受入れをすることが可能となっております。

定員は、認可保育所が90人、小規模保育事業所が上限の定員であります1施設19人としております。

開所の時期ですが、認可保育所が令和9年4月1日、小規模保育事業所が令和8年4月1日としております。

また、設置場所はともに総社西中学校区、総社東中学校区とし、その範囲の中で事業者を決めていただくこととしております。

3、選定方法・応募資格であります。

まず、(1)選定方法は、選定委員会を設置しましてプロポーザル方式により事業者を決定することとしております。

(2)応募資格ですが、対象法人は認可保育所、小規模保育事業所ともに岡山県内に法人本部を有する法人で、運営実績はともに岡山県内で認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業に加え、障がい等の支援を必要とする児童への保育も重要と考えまして障害児通所支援事業所を含めるとともに、小規模保育事業所の運営実績には規模的に同等であります認可外保育所を含めまして、ともに3年以上の運営実績がある法人としております。

4、予算関係でございますが、令和7年度の当初予算におきまして選定委員会の委員報酬費の計上をしておりますが、小規模保育事業所で改修を必要とする場合には補正予算にて保育対策総合支援事業費補助金の計上、また令和8年度当初予算には施設整備の際の就学前教育・保育施設整備交付金の計上を予定しております、予算計上の際には改めまして議会にお諮りさせていただきたいと思っております。

次に、5、今後の主なスケジュールでございますが、令和7年4月に選定委員会を設置した後、市ホームページで公募のほうを行いたいと思っております。6月に申請書の受付を行いまして、7月にはプロポーザルを実施しまして、認可保育所、小規模保育事業所それぞれ事業者を決定することとしております。令和8年4月には小規模保育事業所、令和9年4月には認可保育所を開所できますよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 今日は報告事項ということで、今日の委員会を1週間前に委員会開催ということになったわけなんですけれども、それはもちろん委員長と連携取りながら今日の開催に当たっては決定したわけなんですけれども、報告事項として、なぜこの時期に、今日、するようになったのかということをお尋ねいたします。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 萱野委員の御質問にお答えしたいと思います。

この時期というところですが、ある程度方針が固まっていれば2月定例市議会会期中の委員会の中でも報告のほうをさせていただく予定としておったんですけれども、そのあたりの方針がなかなかちょっと定まらないところもありました。最終的に決まったのがその閉会后ということもありましたので、取り急ぎ今回所管事務調査を開催させていただきまして、本日報告のほうをさせていただいている状況にあります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。委員会の手続論をちょっと言いますと、報告事項ってまあ報告なんで、調査対象じゃないんであんまり質疑しちゃいけないということなんです。だったら、報告

だったら委員会開かんでも各委員に電話してくれりゃ今日わざわざ開かんでもよかったんですけども、これ調査事項じゃないんであんまり、質問はしますけどあんまりしちゃいけないというのが慣例というルールなんですけれども。委員長が開きましょうということでわざわざ公式な場を持たれたんですけど、報告事項だったら、電話連絡でも各委員もしくは議員にしてくればよかったんだろうと思いますけれども、まあいいですわ。だけれども、質問はします。じゃないと、今日来た意味がないので、そこは御理解ください。

これ最初、一般質問の答弁では120人定員の認可保育所というのが今回90人定員、あと小規模保育事業所が2園というふうになって、本来本会議で市長答弁で説明受けたのとは随分、随分でもない、でも変わりましたよね。この変わった経緯をお尋ねいたします。

○溝手宣良委員長　こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長　萱野委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

こちらの120人定員が90人定員と、こちら認可保育所なんですけれども、そちらのほうに変更になった理由ですけれども、令和6年11月定例市議会のほうで市長の答弁を始めとして、先ほども説明しましたけど2月の所管事務調査におきましては定員120名の認可保育所を1施設というふうに報告のほうをさせていただいておりました。市としましては、早期の保育所の設置ということをちょっと改めて考え直しまして、目指しているところがございます。それに伴いまして、認可保育所の開所時期であります令和9年4月、こちらのほうにつきましても決して施工的には余裕のある施工の間ではございませんので、少しでも施工しやすい園舎規模ということもございまして、120定員を90人定員とした経緯もございます。

また、120人から90人定員に30人減少という形になっておりますが、そちらの減少した定員につきましても先ほど説明させていただきました小規模保育事業所を2施設という形で、こちら早期の開所を見込みまして90人定員と、小規模保育事業所2施設ですから38名ですね、こちらを合わせまして128名の定員ということで、定員的には128人、120人程度という形で見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長　この際、私より申し上げます。

本件は報告事項であります。ただいまの萱野委員の発言でもありましたように、調査事項としたほうがよいのであれば調査事項に変更したいと思います。皆様いかがでしょうか。

萱野委員。

○萱野哲也委員　調査事項であれば、今日このまますぐ調査事項に切り替えられるんですか、手続論として。準備が、前回もこういう話になって調査事項に変えたほうがいいよと言ったけど後日になったとか、そういう経緯があったと思うんです。このまま調査事項に変わるのであれば、調査事項として切り替えてやっていただきたいんですけど。となると思うんです、内容自体が。これにもうあんまり質問するなということにもならないとは思いますが、そのあたりは御精査していた

できれば結構かと思います。

○溝手宣良委員長 当局としては、このまま調査事業に切り替わって何か問題がありますか。  
教育長。

○久山延司教育長 特に問題はございません。

○溝手宣良委員長 ということですが、他に御意見ありますか。

山名副委員長。

○山名正晃副委員長 これ報告事項としても挙がってきてるんですけども、別に報告事項だからといって質問しちゃいけないとかそういうのではなくて、これ調査に切り替える、萱野委員が言われたように調査に切り替えるということは、何かしらのこれ継続していくとか、そういうのがあるから調査にしたいのか。これ言っても、ここに書いてあるようにもうスケジュール的には4月から選定委員会設置して公募をしなければならない、だからこのスケジュール感を持ってやってきたので早めに報告しようというのがここから見えるわけなんですけども、調査に切り替える必要は全くないと私は思うんですけども。そう思ってます。

○溝手宣良委員長 今、2通りの意見がございます。調査にしたから必ず継続しなければならないというわけでもございませんし、報告事項だからといって質問できないわけでもございません。今、2通りの意見と当局の意見をお伺いしましたが、どうでしょうか。

村木委員。

○村木理英委員 萱野委員の質問に関して、実際それが報告事項に対する質問なのか、これは調査事項に値するものなのかというのはやっぱり質問を聞いてみないと分からないと思うんですよ、実際。今ここにこれだけの内容が上がってきてるわけですから、当然質問はあってしかるべきだと思います。ですから、このまま継続していただいて、その質問の内容によってはこれは調査に切り替える必要があるという判断をすればいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 もちろん、これに関係ないことはあれなんですけど、関係あることであって慣例によって、報告事項ってあくまでも報告を受けることであって、それに対する質疑はあまり差し控えるべきという慣例があったのでそういうふうなことを提案させてもらったんで、別に私の質問に制限がかからないのであれば、関係ないことは駄目ですけど、制限が、あんまりするなよ、するなよという制限がかからないのであれば報告でも。私は、これに関して問題点があるところは聞きたいので、それに関して制限がないのであれば報告でも結構かと思います。

○溝手宣良委員長 承知をしました。

では、当面このまま、報告事項のまま継続をさせていただきます。失礼いたしました。

では、報告事項、続けて、すみません、先ほど萱野委員、質問がおありになったんですよ。

○萱野哲也委員（続） ちょっと忘れまして。

○溝手宣良委員長 失礼しました。

では、他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 待機児童が3名、あと特定園を希望し入所できない児童が120名。この待機児童3名というのは、どこでもいいので入れませんかという方が3名、入れないと。で、120名のうち、この園でなければいけないと言ってそこが空くまで待ってる方が何人おられて、認定保育所ならどこでもいいですよと言って待っておられる方が何名。それから、本当に認可外保育所でもどこでもいいのでと言われて待っておられるなど、その120名の内訳を教えてくださいなすけど。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 頓宮委員の御質問にお答えしたいと思います。

園限定の方の120名ですよ、こちらの内訳なんですけれども、内容的には実際就労されている方が使われるという形になってくるんですけれども、結局その園限定ですからここでないといけないというところもちろんございます。ただ、この中には、認可外保育所のほうは内容的には入っておりませんので、あくまでも認可保育所の中でどこでも結構ですというような形で取決めのほうはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 なぜそれを聞いたかという、今回その新設保育所の内訳で認可保育所と小規模保育事業所ですけど、認可外保育所の経験というか実績があるところもいいですよとなっていて、認可外保育所が小規模保育事業やりますとか、それから認可保育所になりますといったときの手続が大変になると思うんですけど、その辺のところも当然手挙げで。そうすると、もともと認可外保育所を運営されていたところだとなると、その認可保育所の待機の方が、それだったらやっぱり今までのところじゃないとって、また待機が増える可能性がなきにしもあらずかなとちょっと思ったんですけど、その辺の御認識はどうなんでしょうか。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 頓宮委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

認可外保育所の方が今回小規模保育事業所に手を挙げるができるというところでは、同規模というのもありますし、認可外保育所のさらなる飛躍ですよ、あと保育の質の向上というところも期待しまして、今回公募のほうで募集条件の中に含めさせていただいております。今の認可外保育所を継続しながら、さらに小規模保育事業所を一つ立ち上げるというところもあれば、今の認可外保育所をそのまま認可保育所へ移行するというような考え方もあります。そういった中で認可保育所に移行した場合に、実際保育所の申込みのほうはやはり認可外保育所よりも認可保育所のほうが希望のほうが多いという現状もあります。ですので、そちらの認可の保育所に移行された場合に、結果的にはよりスムーズな申込み、より幅広い申込みの受皿ができるのではないかと

ような形では期待しているところではございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 今年度の補正予算でもたしか出たと思うんですけど、すずらん保育園が改修しますよということで、すずらん保育園が令和8年4月からですかね。と、この小規模保育事業が2施設できるということなんですけど、その辺の、今需要と供給、待機児童のバランスも見てこの程度が必要だろうという、市としては、教育委員会としてはそのように考えての提案、考え、報告内容だとは思いますが、そのすずらん保育園が令和8年4月1日から開園を目指して動き始めている中で、この小規模保育事業所も同じように令和8年からスタートとなったときに、それは計画はされてるんですよ。すずらん保育園も、今後の経営や運営に影響が出ると、別にすずらん保育園を守ってるわけでもないんですけども、全体的な保育所の需要と供給のバランス考えたときに、どこかの園に影響、せっかく今やって10人定員増やしたのに、結局建て替えもしてやったけれども運営がよくいかないよというようなことなんかになったりしないんでしょうか。そういうことも加味しての、今回この令和8年4月からの小規模保育事業所の2園実施というのもちゃんと考えられていますか。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 萱野委員の質問にお答えしたいと思います。

先日、施行といいますか作成のほうができましたこども計画ですね、こちらは令和7年度から令和11年度までの5箇年計画で計画のほうを施行させていただいておるところでございますけれども、こちらで保育所、幼稚園のそういった確保量、こういったものも5年間見込んでいるところでございます。そういった中ではすずらん保育園の定員の増員、また小規模保育所による定員の増員、あと新設保育所の定員の増員、こういったものを見込みまして、5年後、その令和11年によく見込量と確保量がほぼ同じぐらいの数字になるという形で今のところは見込んでいるところでございますので、こういった計画上では、スケジュール上では決してすずらん保育園がそういった過不足になるというようなことは見込んでいないところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、すみません、私より。

これ市長が本会議で120名程度の保育所をつくりたいという発言があってから動き出したというふうに認識はしておるんですが、今回、まあ前回の説明でもあったんですけど、改めて確認をさせていただきたいのが、設置場所が総社西中学校区または総社東中学校区、この小規模保育事業所も一つの90名定員の認可保育所もどちらもこの総社東中学校、総社西中学校区ということだと思っておりますが、今お話しにもあったように総社中学校区にはすずらん保育園が今改修中ですよということで、そしたら総社市の方針として人口が多いであろうというか、今後も多い見込みの総社東

中学校、総社西中学校区で保育を増やす、イコール結果的にさらに総社東中学校、総社西中学校区に人口がまたさらに集中するのかなというふうには思うのですが、もうこれ以上総社中学校区、今の昭和五つ星学園義務教育学校区と言っていいのか、旧昭和中学校区に人口あるいは子どもを育てやすい環境をつくろうという気はない、なのでそのことはもう全部調整済みでこの設置場所に決定された。ここまでの規模のを設置するので、今後、繰り返しになりますが総社中学校区、旧昭和中学校区にはもう子どもは集まらなくなっていいよぐらいの勢いで考えていらっしゃるとも取れるという気がするんですが、そのあたりは人口増推進室であったり総合政策部、あらゆる課と横の連携を取ってこの決定をされてますか、どうでしょうか。

教育長。

○久山延司教育長 溝手委員長からの御質問にお答えします。

総社西中学校区、総社東中学校区ということに限定したのは、そこに人口を集中させようということからではございません。現在の待機児童が圧倒的に総社西中学校区、総社東中学校区が多いということからここに限定といいますか、かなり広い地域になりますが、そこに定めたということであって、実際に先ほどもすずらん保育園の経営が成り立っていくのかということもありましたが、すずらん保育園の園児も高梁川から東側の子どもが行っている、そういう場合も相当数あります。そういうことから考えますと、この総社西中学校区、総社東中学校区に建設するのが妥当であるというふうに考えているわけであって、繰り返しになりますが、そこへ集中させるためにそういうふうにするということではございません。

以上です。

○溝手宣良委員長 すみません、私の言い方もちょっときつかったのもあるんですが、ここに、総社西中学校区、総社東中学校区に集中させようというものではないというのは実は理解をしておるところですが、現実問題ここにまた新しいのをつくった後に、今後じゃあ旧昭和中学校区とか総社中学校区につくれませんか。それが適切でしょうかということになってくると思うんです。だから、総社市の方針として、今の待機児童の解消であったり希望園が限定されてる方々の解消を図るというのはもちろん大切な取組だと思うんですが、今後の総社市の在り方を本当にちゃんと総合的に考えていらっしゃいますかというところが私は聞きたいのであって、例えばそれこそついでこの間の議会で市長の御発言がありました、閉園とか休園とかはできるだけ避けたいと言った矢先に池田幼稚園は休園が決まりましたし、人口が減って学校の児童数も減って、もう地域から子どもの声が聞こえなくなってきたよという地域はますますその傾向が進むんだと思うんです。その傾向を受け入れて政策を打っているのか、それとも場当たりの今これをやってるのかというところの確認であって、今後市の方針として旧昭和中学校区であったり総社中学校区に新たに人口を呼び寄せるという政策を打つ予定があって、計画があって、そのときには当然こういった保育所も設置を考えているんだということまで計画されていますか。それとも、されてなく、もうこの待機児童の解消のみに考えて、先のことは考えてない政策ですかというところの確認でございます。お願いいた

します。

教育長。

○久山延司教育長 今の待機児童の傾向ですね、それを受け入れてというのは、もう当然これは受け入れてこのような計画をしております。それから、西部地区に関しましてははずらん保育園の新築、それに関して20名の定員増をすることをお願いしているところでございます。そういうことで、西部地区の対応ということはそれでできるというふうに思っております。

それから、昭和地区に関しては、これはそこに保育園をつくっても0歳、1歳、2歳ということで、これを昭和地区の子どもで待機児童が多ければ、それはそこにつくる必要はあると思いますが、そこにつくって、じゃあこちらの総社西中学校区、総社東中学校区から行く、そこへ預けに行く人がいるかということになると、そういうこともちょっと見込めない。そういうことから総社東中学校区、総社西中学校区ということにしたわけでございます。

場当たりの話もありましたが、今の対応をしていくということは優先して考えておりますが、それが場当たりの話かという、そういうふうには思っておりません。今の傾向をしっかりと受け入れて、また将来的なことも考えてのことでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 何度も申しますように、結局旧昭和中学校区に人口を呼ぼうというような計画は、そもそもあるのかないのか。ないから、もうそこは考えなくていいのかというところです。今の現状を見れば、教育長が今答弁されたことで分かりますし、私もそのように納得はしてるんですよ。してるけど、今後の総社市の方針というものはどこまで考えてらっしゃいますか。だから、ここで新たに保育園をつくって、その後に例えば、いや、これからは昭和地区にもっと人口を寄せようという方針が出て、じゃあそのときに保育園をまたすぐにそっちつくりますかとか、何かそういったことになっていったら後手後手に回るんじゃないですか。だから、総社市としての大きな方針は、当然今もう把握されてこの計画なんだということの認識でいいですか。だから、昭和地区にこれ以上人口が増えない以上、もうあっちにつくることはないんだよということでよいですかというところを私は尋ねているわけです。もちろん昭和地区だけじゃなしに、総社中学校区もそうでございます。

教育長。

○久山延司教育長 今、見込みがない中で、見込みがまあないことはないですけど、見通せない中で、昭和地区につくって、それでそこへ人口を、来て下さいよというのはちょっと無理があるというように思っております。昭和五つ星学園の存在というのも大きいわけですし、これは3歳以上になりますけどね。もちろんそういうことも活用して昭和地区に人口を呼び寄せる、これは全市的な課題でもありますし、教育委員会としてもそういうふうにしたいというふうに思っております。しかし、だからじゃあ昭和地区に0歳から受け入れられる保育園を今つくるのかというと、そういうことにはならないというふうには思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 若干議論がかみ合っていないというふうに思うんですが、今例えば昭和地区であったり総社中学校区につくるべきという話をしていてはなくて、将来をちゃんと見越せてますかという話をしてるのであって。しかも、今この128名になるのかな、合計が、これをどうのこうの、つくるべきでないとか、この地域につくるべきでないとかといって申し上げてるのではなくて、将来がちゃんと見越せてますか。だから、今後方針として、仮に昭和地区に、仮にですよ、昭和地区に人口を集中させようといったときにはそちらにも当然こういった方策を取る余力といいますか、方針があるんですかというようなことを問うているわけです。今の状況ですと、教育長が総社市の方針を述べるわけにはいかないというふうには思うのでこの程度にとどめますが、総社市の方針というものがどういったものなのか、旧昭和中学校区であったり現在の総社中学校区への人口というか、まちづくりというものを地元の方は必死で頑張っている、そういったことも踏まえてこういった政策は打ち出していくべきであろうというふうに思いますので、今後ともちゃんと庁内で横の連携を密に取って、子育てだけがこうとか教育だけがこうとか、人口、工業、商業、あらゆるものがそれぞれが独立してるというんじゃなくて、独立するべきことはしなければならないんですが、横の連携をちゃんと取ってくださいねというところの念押しというか、そういった意味で間わせていただきました。ありがとうございました。

教育長。

○久山延司教育長 ありがとうございます。今後とも全庁的に横の連携をしっかりと取って、将来を見通して子ども政策に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 すみません、完全な待機3名、来年の4月1日が小規模事業所の開所時期、それから認可保育所は再来年の4月1日になるので、この完全な待機の3名はもう一年間待たなければいけないのか。それか、その間にいろいろな方法で、何か預ける方法があるのか、それだけ教えてください。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 頓宮委員の御質問にお答えしたいと思います。

こちらの3名につきましては、認可保育所のほうも途中で募集がかけられるような状況がございます。それが途中で保育士の確保ができたり、途中で転出してやめられたりという形であればそこに空きができますので、そういった空きの状況を随時うちのほうも確認させていただきまして、その確認が取れましたらすぐに待機の方3名、もしくは120名の方、こちらに入所できますように周知はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 今の御答弁聞いて思ったんですが、保育士が不足で入れない保育園がある

ということですね。どのくらいあるんですかね。

○溝手宣良委員長　こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長　頓宮委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

それは園の数ですかね。うちのほうで把握させていただいてるのは、定員どおりにはほぼ取れるというような形で確保はできているというのは聞いております。ただ、受け入れするその子どもの状態ですね、中には障がいがあるお子様もおられますので、そういったお子様がおられましたらやはり抱える頻度は非常に多くなってきますので、そういったこともあると保育園からは聞いておりますので、そういったところも含めまして、保育士の確保ができた場合にはよりそこが補充ができると、受け入れがさらに拡大ができるというような形で聞いてるところでございまして、定員のほうは確保できるような保育士を、どこの園もそれは体制的には整えているという状況は聞いております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長　他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長　ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(2)、会計年度任用職員(業務員・調理員)の給与の過大支給について、当局の報告を願います。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長　それでは、報告事項(2)会計年度任用職員(業務員・調理員)の給与の過大支給につきまして御報告をさせていただきます。

資料2を御覧ください。

まず、このたびの過大支給につきまして、該当する職員の皆様に対しまして大変御迷惑をおかけしておりますこと、そして総社市に対する市民の皆様への信頼を損ねたこと、そういった事態を招きましたことにつきまして深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

さて、今回の事案でございますが、令和6年度の人事院勧告に準じて行った給与改定の際に、会計年度任用職員のうち業務員及び調理員の給与につきまして、担当者が改定後の給料表を見誤っていたこと、そして何より私を含めまして組織的な確認作業が不足していたこと、そういったことから令和6年4月から令和7年2月までの給与につきまして過大支給となっていたものでございます。

過大支給の対象者の人数でございますけれども、合計で94人、過大支給の合計金額は2,187万2,797円で、日給で支払っている1日勤務の者で申し上げますと平均で27万6,049円、時給で支払っている半日勤務等の方につきましては平均で14万4,570円となっております。

対象者に対しましては、お休み等の関係もございまして一部連絡取れていない方もいらっしゃる

ますけれども、大半の方は連絡をさせていただきまして、まずは一報といたしまして電話ではございますけれどもお詫びを申し上げたところでございます。

今後、今週から来週にかけて、このたびの顛末についての説明と具体的な返還金額等につきましてお示しをし、返還をお願いしていくということにしております。

そして、二度とこのようなことが起こらないよう、組織的なチェック体制をより徹底して再発防止に努めていく所存でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 過大支給にかかった分の支払いですね、その支払い方のことについてちょっと確認なんですけど、人事院勧告に基づいてということなんで、令和6年4月から11月までの遡及分。遡及分というのはきっと一括してどんと入ってるんだと思うんです。その後12月から12月、1月、2月というのはその人事院勧告に基づくもので月々の上乘せ部分が間違った給料表により過大に支払われたと思うんですけど、遡及分に関して最大で多い方でどのくらい支払ってるんですか。それが払われたのはいつですか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

萱野委員おっしゃられましたとおり、今回、12月に改定をいたしております。会計年度任用職員の給与につきましては翌月払いということになっておりますので、12月で改定した際に既にお支払いしている令和6年4月から11月分、こちらが12月まで支払っていたものでございますけれども、それを翌年の1月にボーナス分も含めて支給をしているところでございます。12月分から2月分につきましては1月、2月、3月で払っておりますので、それぞれの月にお支払いしております。ですので、1月分につきましては遡及して支払ったもの、それから12月分の給与として支払ったものを、明細的には2枚分かれておりましたけれども、1月に合わせて支給をしているというところがございます。

金額でございますけれども、当然会計年度任用職員、月額給料ではございませんので日数によって金額が多い、少ないというのはあるんですけども、平均してというのがそちらの資料に記載している金額でございます。一番多い方で遡及分、それから給与の支払い分を合わせまして33万円程度の方がいらっしゃいます。それが一番多い方になります。その給与として払った3箇月分を除きますと、これも概算ではございますけれども給与で払った分がそのうち6万円程度で、差額で払っていた分で返還していただくのは27万円ということになりますので、実際に遡及分としてお支払いしていたのは約その倍ということに、50万円か60万円ぐらいを遡及分として1月にお支払いをしていて、約半分をお返しいただくと、そういった内訳となっております。

以上です。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。

そちらも御存じだと思うんですけど、民法の話をするとう現存利益というのがあって、ちょっと読みます、正当な利益がないのに他人の財産または労務によって利益を受け、これによって他人に損失を与えた場合は、利益を受けた者はその利益を返還する義務を負うということなんです。この場合において利益を受けた者が善意、すなわち正当な理由があることを知らなかったときは、利益を受けた者は、利益は現に現存する範囲内で返還すればよいとされているということなので、正当な利益はある方だと思うんですよ、善意のときはという、まあ善意者なんですけど、具体的には財産を遊興費で浪費した場合には、その浪費した分を差し引いて、残金が現存利益であるということで、この現存利益というのは、例えばここで1月にがつんと入ったよと、ボーナス入ったよって、二十何万円入ったからって、これを旅行に使いましたよと。生活費じゃないですよ、旅行に使った場合は現存利益は残らないというふうにあるわけなんですよ。そういった場合は、その受け取った人は払わなくていいというふうに民法で決まってるんですよ。それから生活費、例えば食費に使いましたよ、何々に使いましたよとあれば、それは現存利益なんです、たくさんもらった分はね。それは返さないといけない。だけど、たくさんもらったからここで旅行行こうよと、ぜいたくしようよ、焼き肉行こうよ、外食しようよっていった場合は現存利益残らないと言ってるんですよ。そのあたりはちゃんと御説明されますか。その中で、いやいや、規定である過払い分はちゃんと払ってくれというふうに請求できるんでしょうか。そのあたりはちゃんと御説明して、いや現存利益残ってないよといった場合は、それは市のほうで補填しなければならないというふうになるんですけど、そのあたりのお考え、そういうことも民法の第703条を今御紹介させていただきましたけれども、そのあたりも含めて今後の対応はどのようにお考えでしょうか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、このたびの件につきましては、こちらはもう弁解の余地もございません。本当にこちらの一方的なミスにより起こしたものでございます。ですので、対象の方に対しましては本当に心からお詫びを申し上げますとともに、それから丁寧な説明をしていかないといけないというふうに思っております。

先ほど萱野委員おっしゃられました現存利益の関係でございますけれども、こちらにつきましては、本人はそうおっしゃられるかもしれませんが、こちらとしてもそれをどう見ていったらいいのかというのは判断つきかねるところもございます。それから、市といたしましては本来支払うべき金額を誤って過大に支給していたということが基本になります。当然市民の皆様方の税金からお支払いしているという部分もございますので、そちらにつきましては丁寧な御説明をさせていただいた上で返還をお願いしていくということで考えております。

以上です。

○溝手宣良委員長 今の答弁でよろしいですか。

(「いや。引き際が肝心なんで。誰か言ってくれるでしょ、引き続き」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 二つあります。

なぜ分かったのかということが1点と、それから返還の方法に、例えば一遍に、返金三十何万円とかって言ってましたけど、一括で返せる人と返せない人いると思うんですけど、返還で振込みの場合、手数料かかりますよね。それは当然総社市持ちになるのではないかなと思うんですけど。だから、実際に今回の過大支給についての、この返金金額以外にも総社市の持ち出し分が少し増えるのではないかなと思うんですが、その辺の説明をお願いします。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。なぜ分かったのかということでございます。今回、給料表を見る場所を間違えたというふうに最初に御説明申し上げましたけれども、今回の人事院勧告で給与改定2段階ございました。令和6年度分に係る給料表、それから令和7年4月以降に適用する給料表、そこが2段階に分かれておまして、実際は令和7年4月以降の給料表を見ていたということが原因でございます。このたび年度替わりに当たりまして、令和7年度に向けての準備ということで新しい給料表を確認したという、その作業の中で実は本来令和7年4月以降に当てるものを先に使っていたということが判明して、このたび3月末にこういう発表をさせていただいたと、報道発表のほうをさせていただいたということでございます。

それから、2点目でございます。まず、返還の方法でございます。一括ではという話だったかと思うんですけども、当然今回、平均で28万円弱ということなんですけれども、こちらにつきましてはそういった御事情も当然あるかと思しますので、個別に相談させていただくという形で進めさせていただければと思います。

それからもう一点、振込みの手数料でございます。こちらにつきましては市のほうの口座に直接振り込むという形ではなくて、納付書をこちらのほうからお渡しして、銀行等、市の指定金融機関でお支払いしていただく方法、それから窓口でお支払いしていただく方法、それからもう職員で、直接お渡しいただければ職員のほうでも処理できますので、そういった方法でさせていただこうとは思っておりますので、特にその振込みの手数料といったものは生じてまいりません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 今ちょっと財政課長の顔が見えたのでお聞きするんですが、今回地食べ学校給食

センターえがおの会計年度任用職員の方の給与のことなんですけど、総社市はほかにも会計年度任用職員の方たくさんいらっしゃいます。そのほかはもう大丈夫なんですか。

○溝手宣良委員長 答弁できますか。というか、今の質問自体が教育委員会とかと外れてるんですけど、可能ですか。可能であれば。

副市長。

○中島邦夫副市長 教育委員会でこういったことが起こりましたが、その後、総務部のほうで確認したところ、そういったことはないということでした。

○溝手宣良委員長 ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 返還請求求めるということで、現存利益も加味してくださいよということをお願いします。

あと、返還請求、頓宮委員からもちょっと質問あったんですけど、これ出納閉鎖がありますよね。この出納閉鎖、当局としては出納閉鎖までに全額回収すれば行政的にはやりやすいんだと思うんですけど、それは行政の立場であって、そのあたりも加味していただきながら、まあ相手方とね、分割にするのかどうするのか分かりませんが、その辺も加味はしていただけるのでしょうか。出納閉鎖にこだわるのはよく分かるんですよ、行政上。だけれども、関係ない話なんで、そのあたりも考慮していただきたいと思います。まあ決算書も楽しみにしてますけれども。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

支払いといいますか、返還をお願いする時期でございます。一括でと、出納閉鎖までにとということなんですけれども、こちらにつきましては今回こういう事情もありますので柔軟な対応をしたいというふうには思っております。ただ、差額、それからそれ以降の給与分につきましては、令和7年に支払いをさせていただいております。そういった関係で、全て令和7年中の所得ということになりますので、そこを年末調整までの12月に入るまでの期間までには返還をしていただきたいというふうに考えております。こちらも個別に説明をさせていただくときをお願いというか、丁寧には説明しようと思ってるんですけども、まずは令和6年度中にお支払いしたものであるものなので、一旦はその令和6年度中、出納整理期間の、5月いっぱいというわけにはいきませんが、ある程度の期間を定めた上で一旦納付書はお渡ししようというふうに思っております。ただ、これを絶対にここまでというふうなことは決して申し上げられませんので、その後も、先ほどありました分割でありますとか、そういったことについては御相談させていただきたいと思っておりますし、柔軟な対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 仮定の話で申し訳ありません、ちょっとお伺いするんですけど、これ最悪の場合、返さない方が出た場合に、その取扱いというのはどういう形になりますか。これは最高裁の判例でも、今調べたんですけど、実際には返す義務はないんで返さなくても合法であるというふうに最高裁で判例が出てます。なので、返さない方がいらっしゃった場合に、当市においてはどのような取扱いをされるのかということでお伺いいたします。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

返還に応じていただけない方に対してどうするかということでございます。あまりその仮定のことにお答えするのはどうかなと思いますけれども、当然そういったお気持ちである方というのはいらっしゃると思います。まだ具体的にお一人お一人そこまで確認したわけではございませんけれども、心情的にはかなり複雑な思いでいらっしゃるという方が多いのではないかとこのように思っておりますので、そちらにつきましては本当にもうこちらとしてはお願いをしていくと。お一人お一人丁寧に御説明をして返還を求めていくと、今のところはもうそれに尽きるというふうに考えております。

以上です。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 今、御答弁の中にありましたように、皆さんに丁寧にこれは説明して進めていかなければいけない問題ですし、皆さんの同意を得て返還していただけるように頑張ってくださいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 ありがとうございます。本当に心を引き締めまして、丁寧な御説明をして返還を求めていくことに努めていきたいと思っております。

それから、二度とこのようなことのないように精進していきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 じゃ、すみません、ちょっと実は私からありまして、すみません。

今回のこのようなミスが起きて、まあ私も人間ですからミスというものはあってしまうと思うんです。その原因ももう判明されてるんでしょうから、これで今後は同じようなミスが繰り返されないうふうにも私も安心をしておるところでございますが、若干心配なのが、他県であったり他市であったりすることですが、例えばプールの水を出しっ放しにしていたとかで大量の水道代を学校の教頭先生だったり校長先生だったり、負担させられたというような事例があったりすると思うん

です。そういったようなことは本市ではないですよ。または、このことについての処分ということも考えてはいらっしゃいませんよねという確認をさせてください。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 溝手委員長の御質問にお答えいたします。

他県、他市では、要は過失があったときの損害賠償を求める事例があったが、今総社市はどうかということでございます。こちらにつきましては個別の案件によるのかなという部分はございます。それから、内容であったり、実際のその過失の度合いによってはそういったケースも、これも仮定の話ですけれども、そういったことは個別の判断になるのかなというふうには思っておりますけれども、現在教育委員会のほうで、先ほど国の事例とかもお出しいただいたかと思うんですけれども、そういった事例はございません。

それから、処分につきましては、今回私もそういう意味では処分対象のほうの人間になるので、私のほうから申し上げるのはどうかと思うんですけれども、今後適切に判断していくと。それも先ほどのプールの事例ではないですけども、個別の事案に照らし合わせて判断をされていくものだというふうに考えております。

○溝手宣良委員長 承知をいたしました。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時58分